

社会福祉法人やまゆり福祉会 役員等選任手続細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人やまゆり福祉会定款施行細則第19条第3項の規定により役員・評議員選任手続についての細則を定めたものである。

第2章 評議員会における役員選任手続

(候補者名簿)

第2条 定款施行細則第19条第1項に規定する役員の選任を行うに当たって理事長は、以下の各号の手続を経て、評議員会に対して、「次期役員候補者名簿」を提出するものとする。

- (1) 現理事長は、評議員の互選による評議員3名、理事の互選による理事2名からなる役員候補者推薦委員会に「次期役員候補者名簿」の作成を要請するものとする。
- (2) 役員候補者推薦委員会は、委員総数の3分の2以上の議決で決定した候補者を「次期役員候補者名簿」に登載して理事長に提出するものとする。
- (3) 現理事長は前号による「次期役員候補者名簿」について特段の意見がある場合を除き同名簿を理事長名による「次期役員候補者名簿」として評議員会に提出するものとする。

2 現理事長は、評議員会の同意を得て、前各号を省略して、「次期役員候補者名簿」を評議員会に提出することができる。

(自薦、他薦)

第3条 評議員は、前条による「次期役員候補者名簿」に加えて自薦、他薦による候補者を追加提案することができる。

2 前項の期日は、「次期役員候補者名簿」が提出された以後において行うものとする。

(表決)

第4条 第2条及び第3条の結果、役員定数以内の「次期役員候補者」が確定した場合においては、挙手による議決か信任投票とする議決かのいずれによるかに係る議決の後、評議員総数の過半数以上の同意を得て、選任するものとする。

2 第2条及び第3条の結果、役員定数を超える「次期役員候補者」が確定した場合においては、無記名信任投票を行い、評議員総数の過半数以上の同意を得た上位の者から定数まで選任するものとする。

3 前項及び前々項の議決について、当該理事を兼ねる評議員は、その議事の議決に加わることができる。

(議長の議決権)

第5条 議長は、定款施行細則第13条第3項により、第4条に係る表決に際して、可否同数

のときにのみ議決権を行使するものとする。

(立会人等)

第6条 第4条第2項に係る選挙事務（開票等）及び立会は、法人事務局職員がこれを行うものとする。

第3章 理事会における評議員選任手順

(候補者名簿)

第7条 定款施行細則第19条第2項に規定する評議員の選任を行うに当たって理事長は、以下の各号の手順を経て、理事会に対して、「次期評議員候補者名簿」を提出するものとする。

(1) 現理事長は、理事の互選による理事3名、評議員の互選による評議員2名からなる評議員候補者推薦委員会に「次期評議員候補者名簿」の作成を要請するものとする。

(2) 評議員候補者推薦委員会は、委員総数の3分の2以上の議決で決定した候補者を「次期評議員候補者名簿」に登載して理事長に提出するものとする。

(3) 現理事長は前号による「次期評議員候補者名簿」について特段の意見がある場合を除き、同名簿を理事長名による「次期評議員候補者名簿」として理事会に提出するものとする。

2 現理事長は、理事会の同意を得て、前各号を省略して、「次期評議員候補者名簿」を提出することができる。

(自薦、他薦)

第8条 理事は、前条による「次期評議員候補者名簿」に加えて自薦、他薦による候補者を提案することができる。

2 前項の期日は、「次期評議員候補者名簿」が提出された以後において行うものとする。

(表決)

第9条 第7条及び第8条の結果、評議員定数以内の「次期評議員候補者」が確定した場合においては、挙手による議決か信任投票とする議決かのいずれによるかに係る議決の後、理事総数の過半数以上の同意を得て、選任するものとする。

2 第7条及び第8条の結果、評議員定数を超える「次期評議員候補者」が確定した場合においては、無記名信任投票を行い、理事総数の過半数の同意を得た上位の者から定数まで選任するものとする。

3 前項及び前々項の議決について、当該評議員を兼ねる理事は、その議事の議決に加わることができる。

(議長の議決権)

第10条 定款施行細則第13条第1項により、可否同数のときにのみ行使するものとする。

(立会人等)

第11条 第9条第2項に係る選挙事務（開票等）及び立会は、法人事務局職員がこれを行うものとする。

平成24年10月1日 制 定